

## 産業廃棄物税の課税状況調査の結果について

### I. 調査内容

9月に取りまとめられた「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する中間的な論点整理」において次のような指摘がなされた。

- 特に税の妥当性や応益性等に関する議論をさらに深めるためには、税収の具体的な使途や、その効果や影響について、実証的な分析が必要。
- このため、最終取りまとめに向けて、既に税を導入した地方公共団体や、納税者の立場にある排出事業者や処理業者の協力も得つつ、可能な限り実証的なデータに基づく分析を実施。

この指摘を踏まえ、事務局において、すでに徵稅が開始されている三重県、鳥取県、岡山県及び広島県に対するヒアリング調査を実施した。ヒアリング項目は、①税収の見込みと実績、②会計処理、③税収の使途、④税の徵収及び転嫁状況、⑤税の効果及び影響、及び⑥その他（関係者の反応等）である。

なお、今回調査を行った4県のうち、三重県は、課税対象となった排出事業者に申告納付を行わせる仕組み（以下、「事業者申告納付方式」という。）を採用し、中国3県は、最終処分業者を特別徵収義務者として申告納入を行わせる仕組み（以下、「最終処分業者特別徵収方式」という。）を採用している。このため以下の調査結果を分析する際にはこの方式の違いに注意する必要がある。また、本稿中のデータは、特に断りのない限り、ヒアリング調査の際に4県から提供されたものを用いた。

### II. 調査結果

#### 1. 税収の見込みと実績

##### (1) 三重県

表-1に過去の産業廃棄物処理実績をもとに納税対象事業者数及び税収見込額を試算した結果を示す。また、表-2には、平成14年度の徵稅実績と、税導入の議論の際に用いられていた税収見込（平成10年度ベース）の比較を示す。表-2から分かるとおり、事業者数では91事業者の見込みに対し実績は41事業者、税収額では411百万円の見込みに対し実績は131百万円であった。

三重県において産業廃棄物税に関する議論が公式に開始されたのは平成12年度であるが、当時は平成10年度処理実績をもとに議論が行われていたため、税収見込は約4億円とされていた。しかしながら、税収見込試算額（その当時に課税していたと仮定した場合に想定される税収額）は平成10年度以降、一貫して減少傾向にあり、税導入前年の平成13年度にはすでに178百万円まで減少していた。

三重県が多量排出事業者に対して実施したヒアリングの結果によると、①大部分の事業者において、最終処分場のひっ迫を背景として、生産工程の改善等による排出削減やセメント原料化等のリサイクルの取組を継続的に進めていること、②産廃税導入や税収による補助事業の活用がこのような取組の推進に一部寄与していることが認められており、これが見込みに対して実績が大幅に下回った主な理由としている。

表-1 過去のデータをもとにした税収見込み

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	事業者数	税額 (百万円)	事業者数	税額 (百万円)	事業者数	税額 (百万円)	事業者数	税額 (百万円)
合計	91	411	94	362	76	310	57	178
県内	51	280	58	261	56	245	37	137
県外	40	131	36	101	20	65	20	41

(注) 「県内」「県外」は、事業所所在地ベースではなく、産業廃棄物発生地ベース。

表-2 平成14年度の搬入量による税収実績と税収見込みとの比較

	実績		見込み(平成10年度)		実績と見込みの差	
	事業者数	税額 (百万円)	事業者数	税額 (百万円)	事業者数	税額 (百万円)
合計	41	131	91	411	▲50	▲280
県内	30	95	51	280	▲21	▲185
県外	11	36	40	131	▲29	▲95

(注) 1. 「県内」「県外」は、事業所所在地ベースではなく、産業廃棄物発生地ベース。

2. 税収見込みは、税制創設の際の議論に用いられた平成10年度データとした。

3. 平成14年度税額については、平成15年11月末日現在のもの。

図-1に県内の製造事業者及び建設業者について、課税対象事業者数及び1社当たりの課税標準の経年変化を示す。一部増減があるものの、全般的にみて1社当たりの課税標準（最終処分量）が着実に減少していることが分かる。

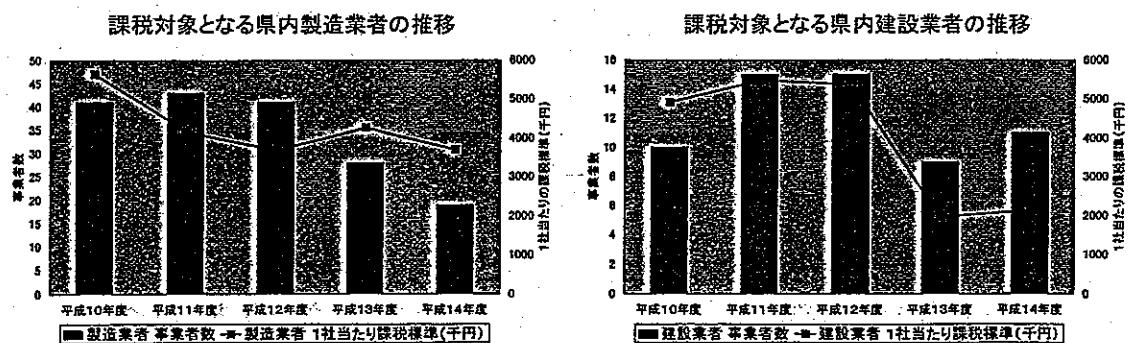


図-1 課税対象事業者数及び1社当たりの課税標準の経年変化

## (2) 中国3県

表-3に特別徴収義務者登録数、表-4に平成15年度の申告実績と税導入の議論の際に用いられていた税収見込（平成12年度ベース）の比較を示す。なお、鳥取県及び広島県においては、最終処分業者及び中間処理業者が有する最終処分場への産業廃棄物の搬入が課税対象となっているが、岡山県においては、これに加えて排出事業者が自ら所有する最終処分場（いわゆる自社処分場）も課税対象となっている。

表-4から分かるとおり、鳥取県においては当初6百万円の税収を見込んでいたのに対し実績は8百万円（推計）と41%の増、岡山県においても当初720百万円の税収を見込んでいたのに対し実績は873百万円（推計）と21%の増となっている。一方、広島県においては当初750百万円の税収を見込んでいたのに対し実績は638百万円（推計）と15%の減となっている。

このように見込と実績の差が生じた主な理由として、各県は次のような要因を挙げているが、データに基づく詳細な分析はなされておらず必ずしも原因は明確ではない。

【鳥取県】元来搬入量が少ないところに、この時期、最終処分場にがれき類等が大量に搬入されており、これが全体の搬入量を一時的に押し上げたこと。

【岡山県】公共工事に伴う建設汚泥等の受入量が一時的に増加したこと、受入制限を実施していた最終処分場において制限を撤廃したこと、最終処分業者の新規契約分が増加したこと。

【広島県】建設リサイクル法の施行により建設廃棄物のリサイクルが促進されたこと、産廃税によるアナウンスマント効果があったこと、景気の停滞により発生量が減少したこと。

表-3 特別徴収義務者登録数の概要

	特別徴収義務者登録数		備考
	業者	施設	
鳥取県	13	16	実際に搬入があったのは6業者、8施設
岡山県	44	50	岡山県のみ自社処理施設も徴税対象
広島県	73	81	

表-4 平成15年度の申告実績と当初税収見込の比較 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鳥取県		2,656			2,215		—
岡山県	92,394	90,315	88,728	87,181	78,601	68,587	77,150
広島県		196,675			228,352		—

	年間見込	当初年間見込	差	比率(%)
鳥取県	7,968	5,662	2,306	141
岡山県	873,414	719,989	153,425	121
広島県	637,540	750,000	▲112,460	85

(注) 鳥取県及び広島県は、3ヶ月ごとに申告、岡山県は、毎月申告。

## 2. 会計処理

4県とも、一般会計の中に条例に基づき基金を設け、通常の会計とは別枠で会計処理を行っており、税収が目的外の用途に使用できないようになっている。各県における基金の設置状況は以下のとおりである。

三重県	環境保全基金（既存、ただし産廃税収は別枠で計数管理）
鳥取県	産業廃棄物適正処理基金（新設、産廃税収のみ積立）
岡山県	循環型社会形成推進基金（新設、産廃税収のみ積立）
広島県	産業廃棄物抑制基金（新設、産廃税収のみ積立）

## 3. 税収の使途

税収の使途については、各県とも、税を創設する際の検討会等の提言に基づき、そのメニューが決定されている。このため、別紙1に示すとおり税収を充当する施策の具体的メニューや施策ごとの税収の配分には県ごとの特色が見られるが、基本的な施策は、

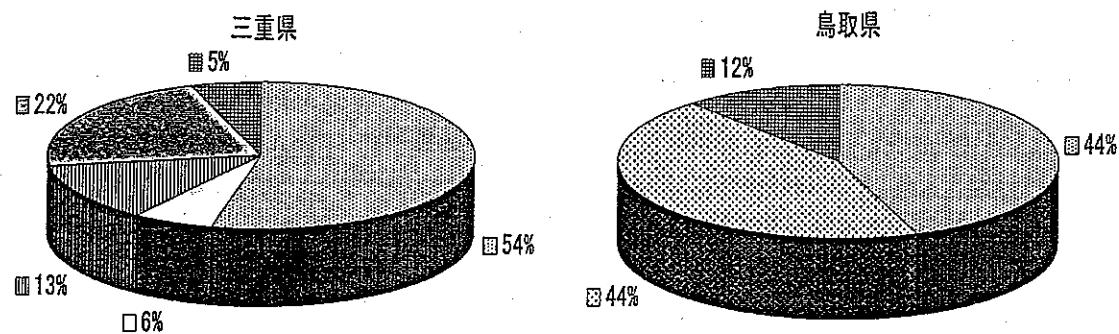
- ① 民間事業者（中小企業が中心）が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成
- ② 優良な処理業者の育成
- ③ 県が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査
- ④ 処理施設の周辺整備事業（公園等）への助成
- ⑤ 監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策
- ⑥ 普及啓発活動

などであり共通性が見られる。なお、いずれの県においても、産廃税を充当する施策メニューは、原則として産廃税の導入を契機として新たに創設された事業である。

各県の税収の使途を図-2に示す（三重県のみ平成13～15年度予算の累計、他の3県は平成15年度予算ベース）。4県の合計をみると、上記施策メニューのうち、①の民間事業者に対する助成が約半分（51%）を占めており、これに⑤の監視体制の強化（15%）、④処理施設の周辺整備に対する助成（5%）、⑥普及啓発活動（5%）が続いている。なお、積立金については、想定していた事業内容に沿った応募や要望がなかったこと等によるものである。

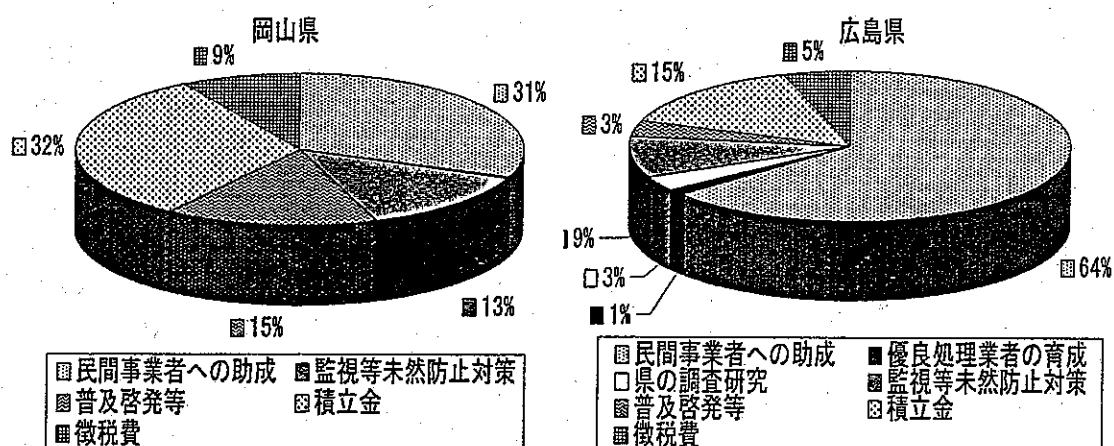
なお、各県ごとの特記事項は次のとおりである。

- 【三重県】 産廃税を充当する各種事業は、課税に先立ち平成13年度から実施しているが、税収見込額の減少に伴い、平成15年度予算においては、監視強化対策事業は一般財源で実施。なお、課税前の平成13、14年度事業分については財政調整基金から充当しているが、将来産廃税収から返還する予定。
- 【鳥取県】 事業メニューとしては企業等のリサイクル技術研究助成及び処理施設の周辺整備事業が想定されているが、平成15年度は研究助成に対してのみ基金を支出。
- 【岡山県】 保健所設置市域からの税収の2分の1は交付金として当該保健所設置市に交付。
- 【広島県】 保健所設置市に交付金は交付していないが、補助額上限の優遇措置を実施。



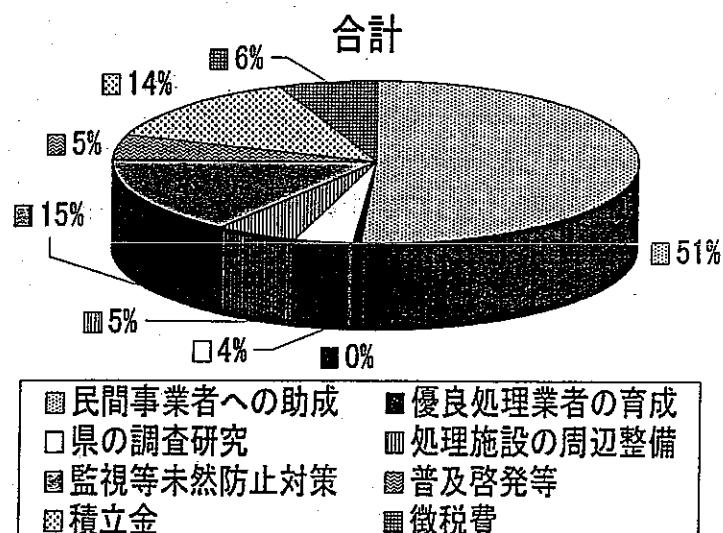
■ 民間事業者への助成 □ 県の調査研究  
■ 処理施設の周辺整備 ■ 監視等未然防止対策  
■ 徴税費

■ 民間事業者への助成 □ 積立金 ■ 徴税費



■ 民間事業者への助成 □ 県の調査研究  
■ 処理施設の周辺整備 ■ 積立金  
■ 徴税費

■ 民間事業者への助成 ■ 優良処理業者の育成  
□ 県の調査研究 ■ 監視等未然防止対策  
■ 積立金  
■ 徴税費



■ 民間事業者への助成 ■ 優良処理業者の育成  
□ 県の調査研究 ■ 処理施設の周辺整備  
■ 監視等未然防止対策 ■ 普及啓発等  
■ 積立金 ■ 徴税費

図-2 各県における税収の使途

#### 4. 税の徵収及び転嫁状況

最終処分業者特別徵収方式を採っている中国3県の場合、排出事業者が直接最終処分場に搬入する場合は排出事業者が納税義務者、中間処理を経て最終処分場に搬入する場合は中間処理業者が納税義務者となるが、後者にあっても排出事業者が税相当額を負担することが想定されている。このため、特別徵収義務者である最終処分業者が排出事業者から適正に税を徵収できているか、また中間処理業者が排出事業者に適切に税を転嫁できているかどうかが問題となる。

まず最終処分業者においては、3県とも税が最終処分料金とは別に、明確な形で中間処理業者又は排出事業者から徵収されている。

次に中間処理業者から排出事業者への転嫁であるが、排出事業者が税の相当額を負担する者であることについて事前に説明・周知が行われており（別紙2参照）、排出事業者等から転嫁に関する問い合わせもあることから、県ではおおむね順調に転嫁が行われているものと考えている。ただし、転嫁の実態は今のところ十分には把握されておらず、中間処理業者が税相当額の一部を負担している場合がある可能性もある。

#### 5. 税の効果及び影響

##### (1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

###### ①三重県

図-3に県内の多量排出事業者における処理状況の経年変化を示す。産業廃棄物の排出量は産廃税が導入された平成14年度においても対前年度とほぼ同水準（約1%の増）が、再生利用量及び減量化量がともに増加（それぞれ対前年度比で約5%及び約9%の増）した結果、最終処分量は逆に対前年度比約24%の減となった。また、排出量に占める最終処分量の割合は、平成12年度の約20%から平成14年度には約12%と減少してきている。

1(1)でも述べたとおり、三重県のヒアリング結果によると、①大部分の事業者においては、産廃税の導入にかかわらず、最終処分場のひっ迫を背景として、生産工程の改善等による排出削減やセメント原料化等のリサイクルの取組を継続的に進めているが、②産廃税導入や税収による補助事業の活用をこのような取組の推進の一要因として挙げる事業者も見られることから、産廃税導入の効果もある程度寄与していると考えられる。

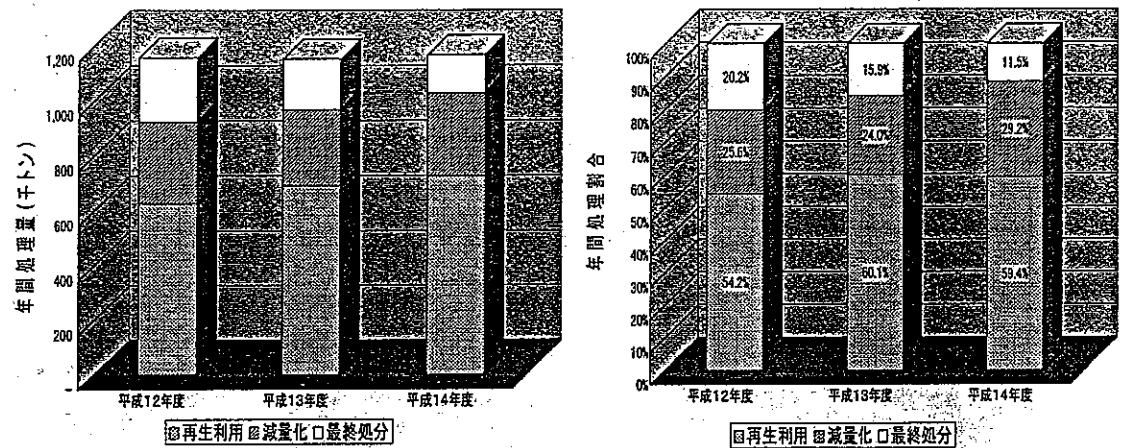


図-3 三重県内の多量排出事業者の処理状況（課税対象外も含む）

## ②中国3県

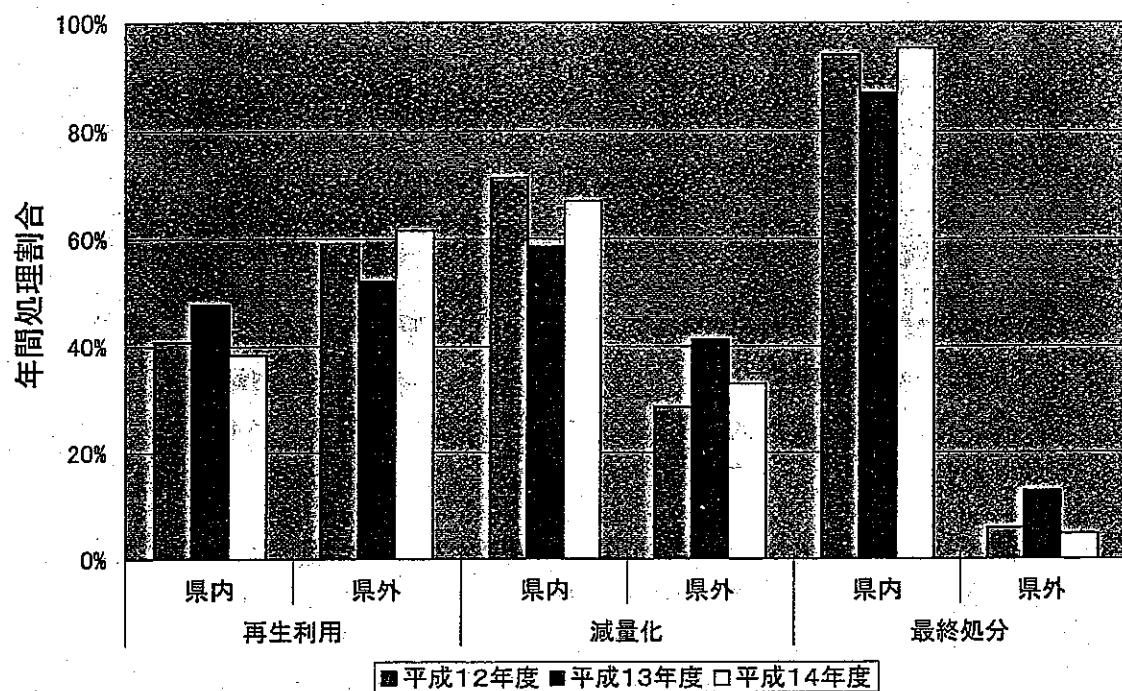
中国3県においては、産廃税導入後の期間が半年程度と極めて短いことから、税導入後の産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量等に関するデータは現在のところ把握されていない。なお、最終処分量については、前述のとおり鳥取県及び岡山県においては見込みに対して増（岡山県の導入後の実態をみると毎月徐々に減）、広島県においては見込みに対して減となっている。

### （2）県外移動の状況

#### ①三重県

図-4に三重県内の課税対象製造事業者における県内・県外処理割合の経年変化を再生利用、中間処理（再生利用を除く）、最終処分ごとに示す（ただし、一次搬出時における区分）。税導入前から、再生利用については県外処理の割合が、減量化については県内処理の割合が比較的多く、最終処分については大部分が県内処理となっている。三重県によると、これは再生利用等を行う施設の利用可能性（例えば愛知県内の鉄砂の再生利用）に起因するものとしている。

産廃税が導入された平成14年度においても、このような傾向に明確な変化は見られておらず、県外での最終処分割合は逆に減少している。このことから、今のところ産廃税の導入により、産業廃棄物の追い出し（県外移動の増加）が促進された事実は認められていない。



(注) 本データは一次搬出時における区分であり、「中間処理」には、その後再生利用又は最終処分されるものも含む。

図一4 三重県内の課税対象製造業者における県内・県外処理の状況

図一5に三重県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況の経年変化を示す(平成14年度データは概数)。三重県内では、最終処分場の残余容量のひっ迫等もあり、排出事業者による減量化への取組が促進されてきているため、県内の最終処分場への搬入量が急減してきている。このような中で、県外分の処分量も急減してきているが、最終処分量に対する県外分の割合で見ると、平成11年度以降20～25%程度の水準で推移しており、産廃税が導入された平成14年度においても前年度と比べて大きな変化はない。このように、産廃税の導入により最終処分される産業廃棄物の県内への流入が抑制された事実は認められていない。

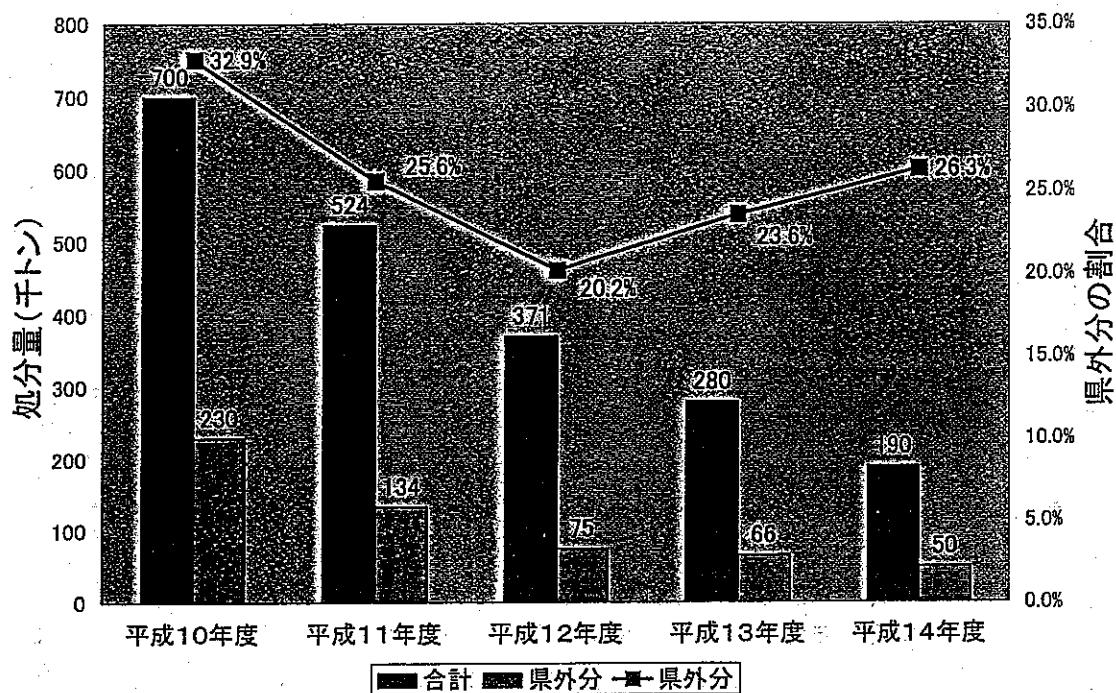
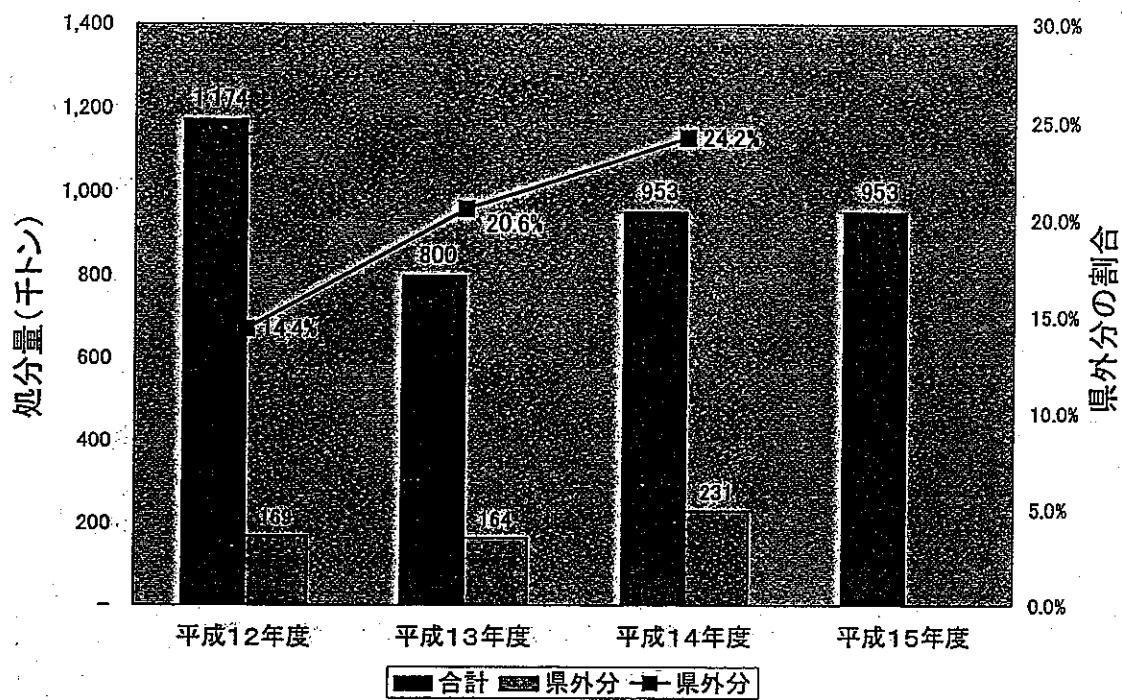


図-5 三重県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況。

## ②中国3県

中国3県においては、産廃税導入後の期間が半年程度と極めて短いことから、税導入後の産業廃棄物の県外移動状況に関するデータは現時点では把握されていない。

なお、参考として、図-6に岡山県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況の経年変化を示す。平成15年度における県外分の割合は現時点では不明であるが、11月までの税申告状況から推定すると、税導入後の平成15年度においては最終処分量（推計値）は前年度と同程度と見込まれ、産廃税の導入により県外産業廃棄物の流入が抑制されたとの事実は確認できない。



(注) 平成13～15年度のデータは、推計値

(平成15年度データは11月までの産廃税申告状況から推定)

図-6 岡山県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況

### (3) 不法投棄の件数

表-5及び6に三重県及び岡山県における不法投棄の状況を示す。また、広島県によると、本年4～8月までに判明した10m<sup>3</sup>以上の産業廃棄物の不法投棄事案は2件、約75トンであり、過去3年間の年平均である7件、約700トンと比べて増加している状況にはないとしており、鳥取県についても、今のところ不法投棄の増加は見られないとしている。

不法投棄の件数や投棄量はもともと変動が大きいこと、産廃税導入後の期間が短いこと等から、現時点では評価は困難であるが、明確な増加傾向にあるとは言えない。

表-5 三重県における不法投棄の状況

	5～9年度 平均	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (～10月)
総件数	(非集計)	(非集計)	(非集計)	(非集計)	59	72	87
うち 10t 以上	1	4	9	14	15	24	13
投棄量(t)	3,038	8,971	691	23,215	977	6,124	5,113

表-6 岡山県における不法投棄の状況

	14年度			15年度(4～9月まで)		
	総件数	投棄時期		総件数	投棄時期	
		13年度以前	14年度		14年度以前	15年度
発見件数	69	17	52	48	29	19

#### (4) 税収による施策の効果

税収による施策の効果の全体像を定量的に示すのは困難であるが、その一例として、三重県が実施している事業者への助成措置（技術開発及び施設整備）の産業廃棄物排出削減効果を表-7に示す。なお、平成14年度における排出削減実績の約9千トンは、当該年度の県内多量排出事業者の総排出量約1163千トンの約0.8%に相当する。

表-7 三重県における事業者への助成措置による産業廃棄物排出削減効果

採択年度	補助金額 (千円)	削減見込量 (トン/年)	削減実績量(トン)		
			13年度	14年度	合計
13年度	141,420	15,209	4,660	4,532	9,192
14年度	40,992	5,715	-	4,275	4,275
15年度	63,113	4,548	-	-	-
合計	245,525	25,472	4,660	8,807	13,467

## 6. その他

### (1) 排出事業者及び処理業者の反応

各県によると、事前説明の段階では様々な意見があったが、税の徵収開始後は徵収率もほぼ100%で大きなトラブルも生じておらず、順調な滑り出しとの評価をしている。

なお、主な問い合わせとしては、「中間処理業者から請求された産廃税相当額を払う必要があるか（排出事業者）」、「産廃税相当額の会計処理をどのように行ったらよいか（中間処理業者）」といった税の転嫁に関するものが多い。

### (2) 他県との調整状況

中国ブロック5県（山口県及び島根県も含む）においては、産廃税の導入検討に当たり知事会において税の仕組みについての調整が提起され、これを受けた総務部長会議の開催により、税の骨格及び導入時期についてブロック内での調整が行われた。その結果、中国3県においては、同一の方式（最終処分業者特別徵収方式）・税率の産廃税が、平成15年4月から導入されたところである。なお、制度設計の詳細（例えば自社処分場の取扱い）は各県が独自に判断することとされた。

### (3) 税の目的

9月に取りまとめられた中間的な論点整理においては、「税の主目的は施策の充実強化のための財源確保に置かれており、減量化は、いわば税収を活用して充実強化する施策で達成しようとする間接的な目的」とされた。

今回調査を実施した4県についてみると、三重県においては、第一義的には循環型社会構築の推進を図る施策実施のための財源確保を制度の目的としており、制度の効果としてリサイクル等の誘因となることを期待しているとの意見であった。一方、中国3県においては、いずれも価格インセンティブ効果による減量化を税の主目的と捉えており、財源確保には主眼を置いていない（財源確保策としてはさほど効果的ではない）との意見であった。

他方、税の価格インセンティブ効果を把握するための調査については、各県ともその把握手法も含め今後の検討課題としている。

### III. 調査結果のまとめ

今回の調査により明らかになった主な事項は次のとおりである。

1. 税収の実績については、三重県及び広島県において見込みよりも少なかった一方、鳥取県及び岡山県においては、見込みよりも多かった。このうち三重県では、排出事業者が生産工程の改善等による排出削減やリサイクルの取組を継続的に進めていることが見込額を大きく下回った主な原因と考えられる。
2. 税収の会計処理については、一般会計の中に条例に基づき基金を設けて通常の会計とは別枠で会計処理を行っており、会計処理の透明性が確保されている。
3. 税収の使途については、民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成、監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策、処理施設の周辺整備事業への助成、普及啓発活動等に係る新規施策メニューが中心となっている。
4. 最終処分業者特別徴収方式の場合の最終処分業者による税の徴収については、処分料金とは別に適切に税の徴収がなされている。中間処理業者から排出事業者への転嫁については、周知・説明は行われているものの、今のところ実態は十分には把握されていない。
5. 税の影響と効果については、導入後の期間が短いため現時点で明確な結論を得ることが困難であるが、平成14年度に徴税が開始された三重県においては、①産廃税導入や税収による補助事業の活用が排出事業者における減量化促進にある程度寄与していること、②税の導入に伴う産業廃棄物の県外への追い出しや県内への流入抑制はこれまでのところ認められていないこと等が報告されている。また、これまでのところ不法投棄の明確な増加は見られていない。
6. 上記を総合して、各県とも、これまでのところ税の徴収は比較的スムーズに行われていると評価している。

## 産業廃棄物税の充当事業について

### 1 環境の21世紀に通じる産業活動への支援

#### ○ 産業廃棄物抑制等事業費補助金

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を助成

また、県内の産業廃棄物排出事業者等のうち、中小企業者等を対象として、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する経費の一部を助成

#### ○ 産業廃棄物抑制等設備機器整備資金利子補給補助金

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する場合の借入資金の利子を助成

#### ○ 企業環境ネットワーク支援事業費

業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの構築と、企業が連携することにより再資源化を進めるシステムの構築に対する支援を行うための経費

#### ○ 産業廃棄物リサイクル技術研究開発費

法律で再資源化を義務づけられている特定建設資材廃棄物のコンクリート廃材及び木質建設廃材のリサイクルを図るために研究開発を行う経費

### 2 産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

#### ○ 廃棄物処理センター適正処理支援等事業費

最終処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、処分場周辺地域が環境面でも十分配慮された地域となることを目指した住み良いまちづくりに寄与する事業などをを行う経費

#### ○ 産業廃棄物監視強化対策事業費(人件費含む)

産業廃棄物の処理に対する県民の不信感や不安感を払拭し、企業が生産活動を行ううえで必要不可欠な産業基盤である最終処分場の整備や最終処分事業等への信頼の確保を図るため、監視体制を5年程度時限的に充実強化し不適正処理を徹底的に未然防止するための経費

### 3 賦課徴収に係る経費

#### ○ 徴税費(人件費含む)

産業廃棄物税の適切な賦課徴収を図る経費

## (鳥取県)

### 鳥取県産業廃棄物処分場税の具体的税収使途の概要について

#### 1 基本的な考え方

産業廃棄物処分場税の税収は、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく産業廃棄物処理施設の整備促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。(鳥取県産業廃棄物処分場税条例第2条)

#### 2 具体的使途について

##### (1) 産業廃棄物処理施設の整備促進

###### ○産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金

地域住民が処理施設を常に監視できる制度や、施設の周辺地域において公共用施設を整備するための交付金制度を設け、地域住民の理解と協力を得て、本県のために必要な産業廃棄物処理施設の設置を促進する。

###### 【指定施設の要件等】

- ・県内で発生した産業廃棄物を処理するため必要と認められるもの
- ・施設の運営に当たっては、安全性の確保を最優先し、必要な情報を公開する

###### 【対象事業】

指定施設の周辺整備計画に係る次の事業

- ア) 道路、河川、公園、上下水道、集会施設その他の施設の整備事業
- イ) 産業廃棄物処理施設に関する研修事業
- ウ) その他地域の生活環境の保全又は地域振興を図るために必要な事業

###### 【補助限度額】

施設区分		限 度 額
最終処分場	安定型	容量により 5千万～1億円
	管理型	容量により 1～2億円
焼却施設		処理能力により 5千万～1億円
灰溶融施設		処理能力により 5千万～1億円

##### (2) 産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理

###### ○鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業

鳥取県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研究開発に対する助成を行う。

###### 【概 要】

補助対象者	県内に事業所、研究所を持つ中小企業者等
補助対象事業	鳥取県内の大学又は企業等との共同研究で、実用化が期待できるもの (対象技術) <ul style="list-style-type: none"><li>・リサイクル率を大幅に改善することになる技術</li><li>・リサイクル製品の付加価値を高める技術</li><li>・新たなリサイクル製品の開発につながる技術</li></ul>
補助率及び補助金額等	補助額 1件当たり最長2年間で総額5,000千円以内
補助対象経費	研究開発に要する経費

#### 3 平成15年度予算等について

事 業 名	予 算 額	基 金 充 当 額	そ の 他 県 費
(1) 周辺整備事業交付金	0	—	—
(2) リサイクル技術共同研究助成事業	30,460	2,500	27,960

税収見込み	5,662	基金残高
基金積立額(予算額)	5,000	2,500

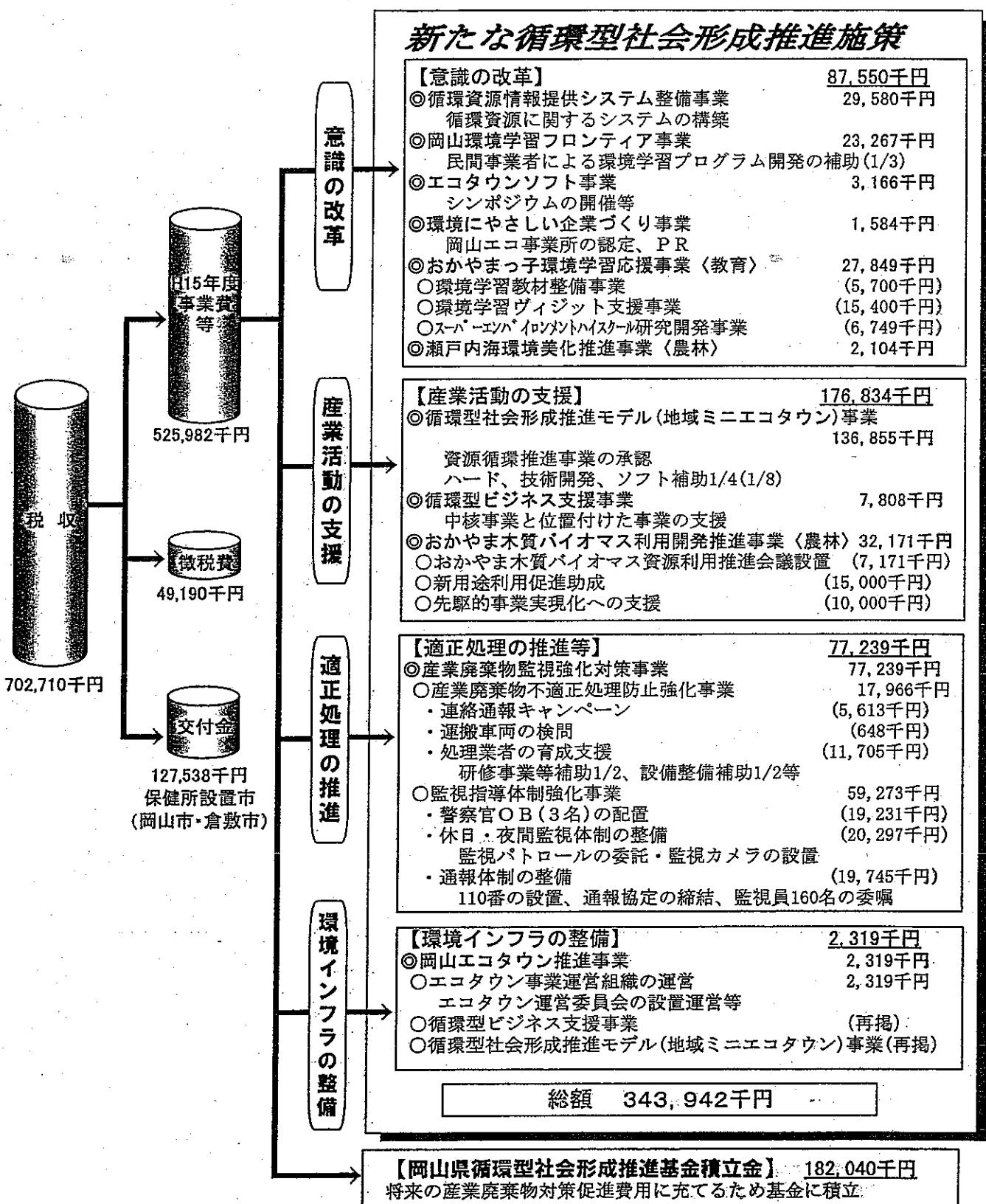
## 【産業廃棄物処理税の設置目的】

県は、…産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てるため、及び…保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)に対し産業廃棄物対策促進費用に充てる財源を交付するため、産業廃棄物処理税を課する。

(岡山県産業廃棄物処理税条例第1条)

具体的な使途 ◆意識の改革 ◆産業活動の支援 ◆適正処理の推進 ◆環境インフラの整備

(岡山県税制懇話会報告書)



## 産業廃棄物埋立税を活用した新たな産業物抑制策

### 新たな産業物抑制施策事業【新規】

産業物抑制技術協議会提言  
既存の缺点

リサイクルの推進

- ・新たなリサイクル技術の開発や施設整備への支援が必要
- ・リサイクルに関する情報収集の整備が必要

501,921千円

1ヶ月分×314

750,000千円

712,796千円

税  
收

・本格賃貸  
報償金

37,204千円

産業物抑制の推進

- ・不法投棄を防止することが必要
- ・産業物処理業界による適正処理の推進支援が必要

76,378千円

#### ⑤ 不法投棄監視体制強化事業

1 産業物不法投棄対策費の販路	20,009
2 地区不法投棄防止連絡協議会の活動強化	

#### ⑥ 産業廃棄物処理業者情報公開支援事業

対象経営 の整備費用	9,935
補助率	1/2

25,134千円

自主的環境活動の支援

- ・排出抑制、リサイクル製品の普及及  
べて分別収集の推進に向けた  
県民の環境問題への理解を促進す  
ることが必要

25,134千円

#### ⑧ 市町村への環境マッチング導入促進事業

事業主体 対象事業 補助率	市町村 不法投棄防止対策事業等 1/3

10,000

産業物  
対象の  
推進

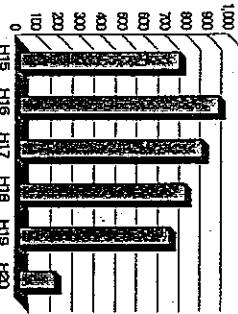
16

#### ⑨ 県(?)の認定団体支援事業

対象者 対象活動 補助率 予定数	県内のNPO・ボランティア団体 関係市町村と協働で行う産業物の3R推進活動 1/2(限度額1,500千円) 30団体

15,134

百円



総額 424億4千円

総額 603,433千円

リサイクルの推進

排出事業者が税の相当額を負担する者であることについて事前に説明・周知した事例  
(広島県)

## 広島県では 産業廃棄物埋立税を実施します

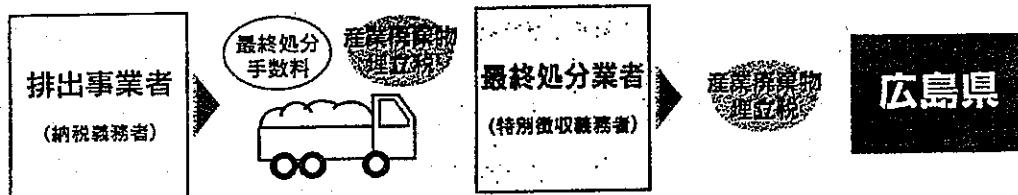
産業廃棄物埋立税は、県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税です。

平成15年  
4月1日から



1トンあたり1,000円

### 排出事業所から直接最終処分される場合



### 排出事業所から中間処理を経て最終処分される場合

